

## 「適切な社会保険への加入」について

(建設業法改正関係 令和2年10月1日施行)

「適切な社会保険に加入していること」が許可の要件となりました。

令和2年10月1日以降の許可申請（更新を含む）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

### ＜健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の記載方法について＞

旧様式（旧 様式第20号の3）から記載方法が変わりました。加入状況に応じて、下表のとおり記載してください。

社会保険の加入状況	参考 旧様式
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合・・・1	1
適用が除外される場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	3
一括適用の承認に係る事業所・・・・・・・・・・・・・・・・3	1

※ 詳しくは様式の記載要領を確認してください。

※ 加入状況に変更が生じた場合は、2週間以内に届出が必要です。

(加入人数の変更のみの場合は届出不要)

### ＜確認書類の提出について＞

許可申請（業種追加・更新を含むすべての申請）の際に、次のとおり書類を提出することとなりました。提示ではなく、提出という点にご注意ください。

	提出書類	備考
健康保険	○健康保険・厚生年金保険適用確認書（原本） （年金事務所の証明を受けたものに限る。） ※ 健康保険の適用除外承認を受けて建設国保等に加入している場合は、加入及び事業所証明書も提出	事業所整理番号・事業所番号、保険料納入状況等を確認
厚生年金保険		
雇用保険 (いずれか提出)	○労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書の写し ※ 原本提示 ○労働保険料等納入通知書及び領収済通知書の写し ※ 原本提示	労働保険番号、保険料納入状況等を確認

《適切な保険について（参考）》

所属する事業所		就労形態	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	雇用保険
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人以上	常用労働者	協会けんぽ、健康保険組合、適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金	雇用保険
	—	役員等	協会けんぽ、健康保険組合、適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金	—
個人	5人以上	常用労働者	協会けんぽ、健康保険組合、適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金	雇用保険
	1～4人	常用労働者	国民健康保険、国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	雇用保険
	—	事業主、一人親方	国民健康保険、国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	—

：事業主に従業員を加入させる義務があるもの

：個人で加入